

## 1. 広告物(看板)-自然環境に配慮した海辺の看板景観-基準(素案)

### ■ 景観形成の方針=土地利用に関する方針(引用) (H18年度グランドプランより)

自然的価値の高い環境を保全して、市民の海岸としての価値を一層高めるため、秩序のある土地利用を図ります。

### ■ 景観形成の方針=色彩・照明等の景観形成に関する方針(引用) (H18年度グランドプランより)

鮮やかな色・極端に明るい色、過剰で派手な照明等を避け、自然環境に調和した穏やかで海辺を感じさせる美しいまち並みをつくりまします。

### ■ 全地区共通の基準

屋上：禁止とする。

壁面：面積20m<sup>2</sup>(1壁面5m<sup>2</sup>)、最高高さ5m以下(2階窓以下)とする。

袖：面積17m<sup>2</sup>以下、最高高さ10m以下とする。

広告塔：面積5m<sup>2</sup>以下、最高高さ3m以下とする。

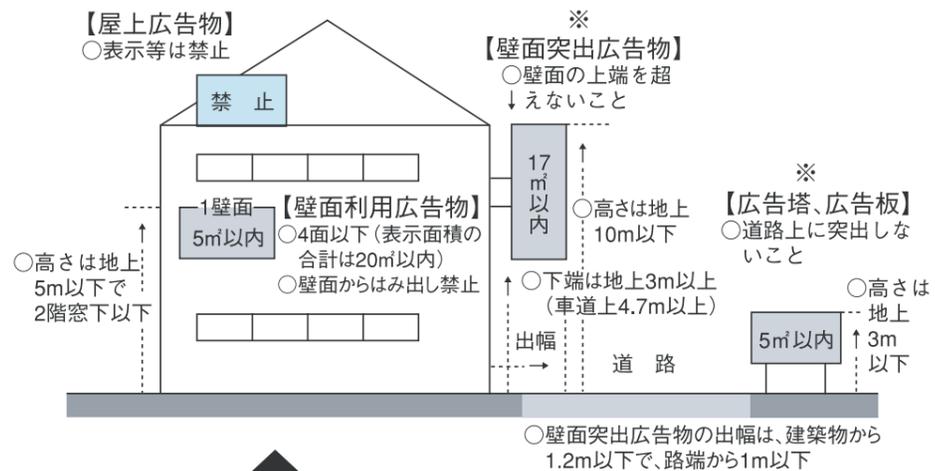
(県屋外広告物条例のうち自然系許可地域基準に順ずる。現在は住居系地域)

### ■ 全地区共通の基準(詳細)=県屋外広告物条例「自然系許可地域」

広告物の表示面積の合計は27m<sup>2</sup>以内、ネオン照明、点滅照明及び動光の設置禁止

該当地域

- 国立公園・県立自然公園の普通地域、風致地区、近郊緑地保全区域(各地域内の第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域を除く)
- 歴史的風土保存区域
- 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域

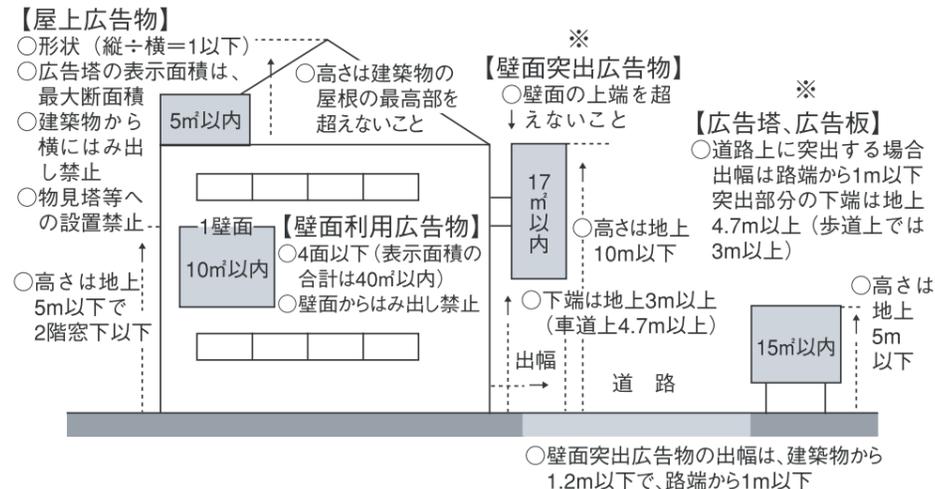


### ■ 現在の基準(詳細)=県屋外広告物条例「住居系許可地域」

広告物の表示面積の合計は47m<sup>2</sup>以内、ネオン照明、点滅照明及び動光の設置禁止

該当地域

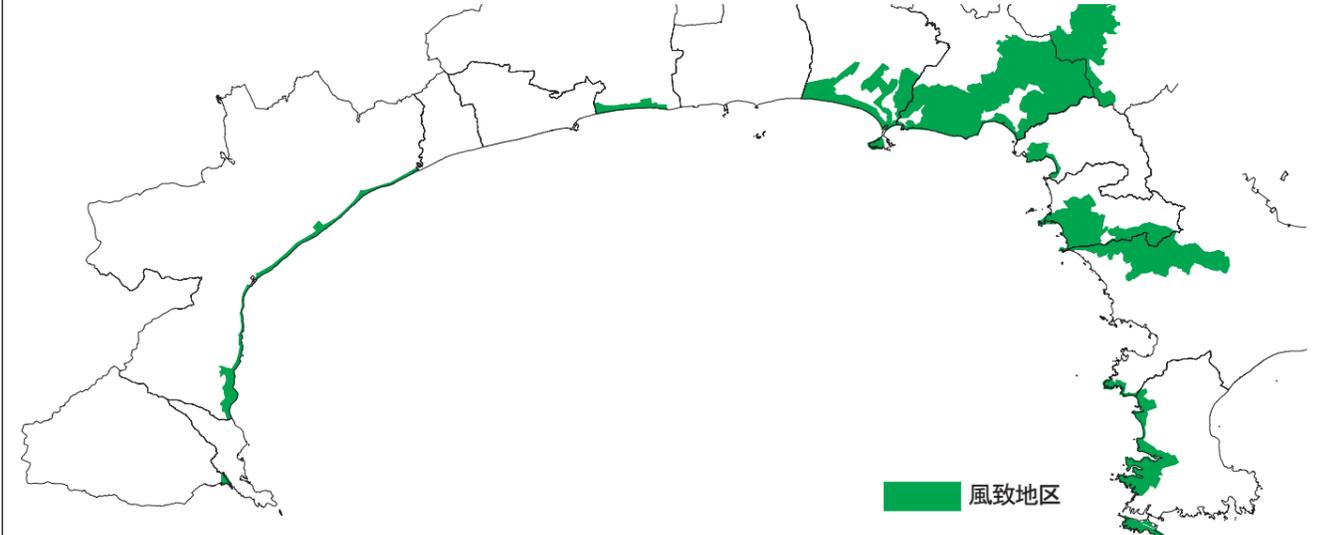
- 国立公園の特別地域内の近隣商業地域、商業地域
- 江の島、城ヶ島、国立公園・県立自然公園の普通地域、風致地区、近郊緑地保全区域(各地域内の第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域に限る)
- 第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域
- 他の許可地域以外の地域(市街化調整区域、都市計画区域内の未線引区域、都市計画区域外の区域)



## 2. 考え方

周辺自治体に準じた自然環境を尊重したの広告物ルールが必要です。

相模湾岸の湘南地区には風致地区が指定されており、さらに住居専用系の用途地域となっている場所が多いため、神奈川県の外側広告物条例でもっとも景観に配慮したルールが定められています。本地区についても、周辺自治体のルールに準じた統一感のある看板景観をつくっていく必要があります。



### 現状

現状の広告物は小さく、ほとんどが自然系許可地域の基準に収まっている。屋上広告なども現在は無い。

